

I 特定非営利活動促進法のあらまし

1 特定非営利活動促進法の概要

(1) 法律の目的（法第1条）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」といいます。）は、特定非営利活動^(注1)を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

(2) NPO法人の要件

この法に基づき、NPO法人になるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 特定非営利活動^(注1)を行うことを主たる目的とすること（法第2条第2項）
- ② 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法第2条第2項第1号）
- ③ 社員（社員総会で議決権を有する者）の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法第2条第2項第1号イ）
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ）
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号イ・ロ）
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと（法第2条第2項第2号ハ）
- ⑦ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと（法第12条第1項第3号）
- ⑧ 10人以上の社員を有すること（法第12条第1項第4号）

（注1）「特定非営利活動」とは、次の1～20のいずれかにあてはまる活動（法2条関係別表）で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 NPO法人になると

次のようなことができます。

- ◇事務所の賃貸借契約や銀行口座の開設などを法人として行うことができます。
- ◇法人名義で土地や建物などの資産が持てますので、個人の財産と法人の財産を分けることができます。

一方、

- ◇NPO法人として法的なルールを持って活動しなければなりません。
 - ◇NPO法人の運営や活動について情報公開をしなければなりません（42ページ参照）。（定款や事業報告書、役員名簿などの書類は、NPO法人のすべての事務所や所轄庁^(注2)において情報公開することになります。）
 - ◇NPO法人になることにより、課税対象となる場合があります（89ページ参照）。
- など、NPO法人としての義務が発生します。

NPO法人は、所轄庁の「お墨付き」を与えられた法人ではありません。NPO法人自ら積極的に活動や情報公開等を行うことにより、市民や社会の信用や信頼を築いていくことが特定非営利活動促進法の精神です。したがって、NPO法人になると、法令や定款に従って適正に事業を運営しながら、その情報を公開し、自己責任において主体的に活動していくことを求められます。

3 NPO法人の設立

NPO法人を設立するためには、法に定められた書類（7ページ参照）を所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

なお、法人設立後（登記後）は、税務、労務などの手続が必要となります。法人の設立認証申請を行う場合には、税務署、労働基準監督署、社会保険事務所、公共職業安定所、市町村、県税事務所などに確認してください（税に関して89ページ参照）。

4 NPO法人設立後の運営

（1）役員

NPO法人の役員には以下のことが求められます。

- ①NPO法人には、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。

理事は法人を代表^(注3)し、その過半数^(注4)をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。

役員とは、理事と監事のことをいいます。

監事は、理事や職員を兼ねることができません。

（注2）所轄庁

主たる事務所が所存する都道府県の知事（高知県においては、一部の市町村にNPO認証事務の権限を移譲しています。移譲先の市町村に主たる事務所を設置しているNPO法人については、当該市町村の長が所轄庁となります。）。

※【令和5年3月現在 権限移譲先：土佐町、津野町、黒潮町】

（注3）定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注4）定款において特別の定めを置くことができます。

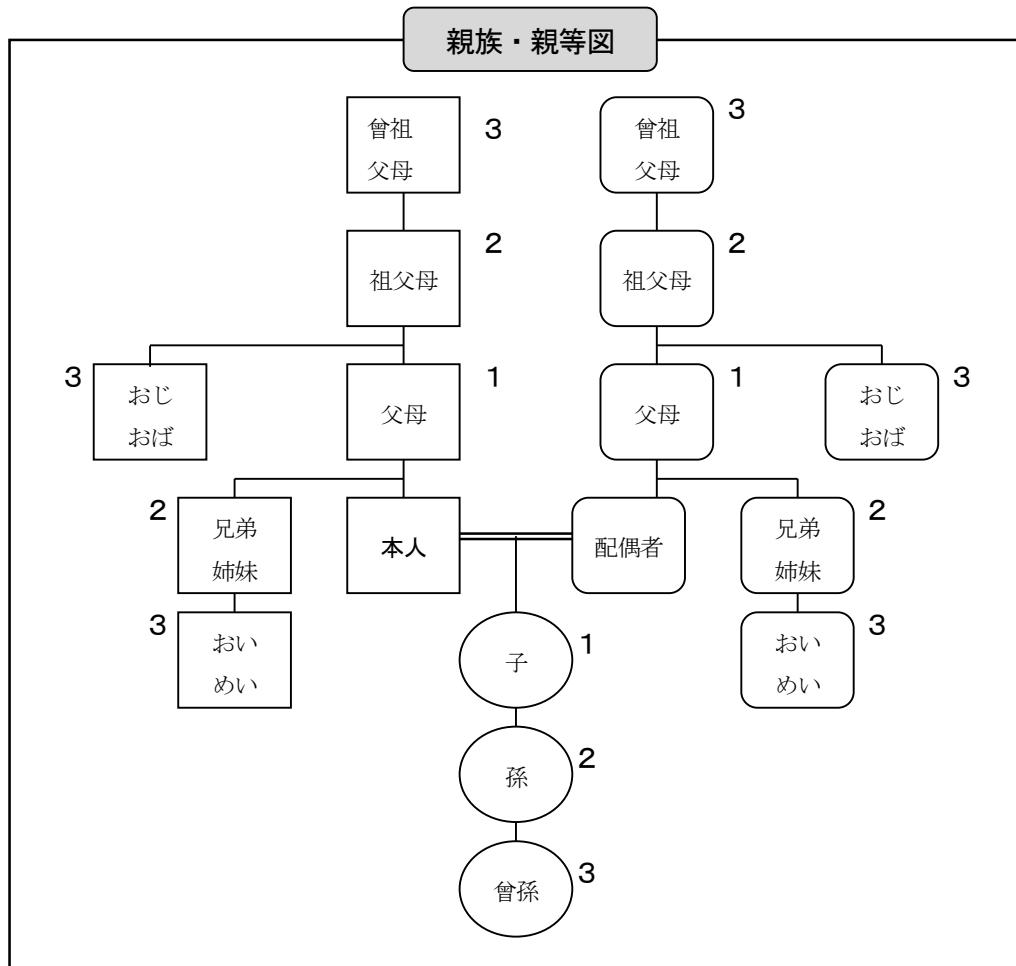
②役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ウ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第47条第1号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 暴力団の構成員等
- オ 第43条の規定により設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- カ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

③役員の親族等の制限の規定に違反しないこと。

各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。

役員総数が、6人以上の場合には、各役員につき、その配偶者及び三親等以内の親族1人を役員にすることができます。役員総数が5人以下の場合は、配偶者及び三親等以内の親族は、1人も含まれてはいけません。



(2) 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

(3) その他の事業

NPO法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために特定非営利活動に支障がない範囲で、収益を目的とする事業が行えます。この場合、特定非営利活動事業に関する会計とその他の事業に関する会計を区分しなければなりません（法第5条）。

(4) 会計原則

NPO法人は、正規の簿記の原則に従って会計簿を正しく記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません。

(5) 事業報告書等（43ページ参照）

毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、活動計算書（当分の間、収支計算書による提出も可。以下同じ。）、貸借対照表、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。

(6) 定款変更（74ページ参照）

定款を変更するためには、総会の議決を経ることが必要です。

さらに、次の①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法第25条第3項、第4項）。

- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩定款の変更に関する事項

上記以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。ただし、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法第25条第6項）。

(7) 貸借対照表の公告

NPO法人は、定款で定める方法により貸借対照表を公告しなければなりません（法第28条の2）。

(8) 合併・解散（82・84ページ参照）

NPO法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、解散又は別のNPO法人との合併を行うことができます。NPO法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります。

(9) 監督・罰則（87ページ参照）

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、

場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すこともできます。

また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

(10) **納税 (89 ページ参照)**

NPO 法人に対しては、いろいろな税金が課されます。詳細については、お近くの税務署、県税事務所等にお尋ねください。

(11) **登記手続**

NPO 法人は、設立時以外でも、登記事項の内容が変更する場合（名称、事務所、目的、事業、役員（理事）変更等の変更）には、法務局への登記の手続が必要です。

登記を怠っていると「過料」に処せられる場合があります。